# 【商品概要のご案内】

2025 年 3 月 3 日現在

| | |
|---|---|
| 商　品　名 | 「ゴールド定期預金」・「ゴールド大口定期預金」 |
| ご利用いただける方 | 当組合で公的年金を受給されている方、またこれから受給される方 |
| 期　間 | 1 年<br>①　「元金自動継続」の扱いとなります<br>②　公的年金の振込が停止された場合等は、自動継続を満期受領方式へ変更となります |
| お預入金額 | ・金額：1 千円以上 1,000 万円以下<br>・預入単位：1 円単位<br>・複数契約可 |
| お　利　息 | ≪適用金利≫<br>・スーパー定期・大口定期　店頭表示金利　＋　0.1%（特別優遇金利）<br>≪計算方法≫<br>スーパー定期（1 千万円未満）：付利単位を 1 円とし 1 年を 365 日とする日割計算とします<br>大口定期（1 千万円）：付利単位を 100 円とし 1 年を 365 日とする日割計算とします |
| 中途解約時のお取扱い | ・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じ、以下の中途解約利率により計算した利息から税金を差し引いた金額と共に元本金額を払い戻します<br>・預入日当日の解約は受付できません<br>・元本の一部のみの解約はできません<br>・中途解約利率については、当組合「自動継続自由金利型定期預金規定」、をご参照いただくか、当組合窓口へご確認ください |
| 払戻方法 | 解約日に一括してお引出しいただけます |
| 預金保険の適用 | ・預金保険の保険対象です<br>・この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客様が当組合にお預け入れの他の保険対象預金と合算して、元金 1,000 万円までとその利息のみが預金保険で保護されます |
| 税　金 | 利息<br>源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）として課税されます<br>※復興特別所得税含む |

七島信用組合

https://www.shichitou.shinkumi.co.jp

| | |
|---|---|
| 付加できる特約事項 | マル優の取扱いができます |
| 苦情処理措置<br>紛争解決措置 | ・苦情処理措置<br>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引ある店舗またはお問い合わせ窓口にお申し出ください<br>（お問い合わせ窓口）<br>七島信用組合　総合企画部<br>住所：東京都大島町元町４－１－３<br>電話番号：０４９９２－２－１６６１<br>受付時間：午前９時～午後５時（土日・祝日および金融機関の休日を除く）<br>なお、苦情対応手続きについては、当信用組合のほか、他の機関でも受付けています<br>詳しくは、当組合ホームページを覧ください<br>https://www.shichitou.shinkumi.co.jp/<br><br>・紛争解決措置<br>以下の機関において、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合またはしんくみ苦情相談所へお申し出ください　また、お客さまが直接、仲裁センターに申出ることも可能です<br>公益社団法人　民間総合調停センター（電話：０６－６３６４－７６４４）<br>東京弁護士会　紛争解決センター　（電話：０３－３５８１－００３１）<br>第一東京弁護士会　仲裁センター　（電話：０３－３５９５－８５８８）<br>第二東京弁護士会　仲裁センター　（電話：０３－３５８１－２２４９） |

七島信用組合

https://www.shichitou.shinkumi.co.jp